

ご存知ですか？

改正道路交通法

今年6月1日から、改正道路交通法の一部が施行されています。
主な内容は次のとおりです。

1 高齢運転者標識(もみじマーク)の表示義務化

75歳以上の運転者は、普通自動車を運転する際、必ず高齢運転者標識を表示しなければなりません。

違反した場合・・・反則金4,000円＋基礎点数1点の減点



2 自転車の歩道通行についての見直し

(1) 普通自転車の歩道通行に関する規定の整備

新たに次の場合について、自転車の歩道通行が認められています。

(自転車の車道通行の原則は変わりません)

児童・幼児・70歳以上の高齢者等が通行する場合

交通の状況に照らして、安全な通行のためにやむを得ないと認められる場合

警察官が歩道を通行してはならない旨を指示した場合は、従わなければいけません。



(2) 児童・幼児の保護者に対するヘルメット着用の努力義務

保護者が児童・幼児を自転車に乗せる場合、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

3 後部座席におけるシートベルト着用義務化

自動車の運転者は、全座席の同乗者にシートベルトを装着させなければなりません。

違反した場合・・・基礎点数1点の減点(高速自動車国道・自動車専用道路でのみ)



4 その他

その他聴覚障害者の保護に関する規定、地域交通安全活動推進委員に関する規定、警察署長が移動保管した放置車両に関する規定等が新たに整備されています。詳しい内容については、福岡県警のHPをご覧ください。(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)

交通事故をなくす小郡市市民運動本部(総務課防災・庶務係) 内線244

家庭で鶏、チャボ、烏骨鶏などを飼っている皆さんへ (鳥インフルエンザ対策のお願い)

韓国では全国的に鳥の病気である高病原性鳥インフルエンザが発生しています。また、日本国内においても秋田県、北海道で死亡野鳥からこの病気のウイルスが検出されています。福岡県内においてはこの病気の発生はありませんが、飼っている鳥を守る対策として次のことにご注意下さい。

- ①放し飼いはせず細目の網を張った鳥小屋で飼い、野鳥等の侵入を防止する。
- ②鳥小屋の周りを消石灰、逆性石けんなどで消毒する。
- ③鳥の世話をした後は、手洗い等をする。

飼養している鶏等が直ちに人の健康に害を及ぼすものではありません。

飼養鶏等を捨てたり処分したりすることは、法律で禁止されています。

最後まで、責任を持って飼育してください。

飼っている鳥が急に死んだ場合などは、両筑家畜保健衛生所 ☎30 - 1038へ相談してください。